

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第二十九条第一項の規定による環境影響評価対象事業の工事着手等の届出があったので、同条第二項の規定によって、次のとおり公告する。

平成二十三年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

事業者の氏名	三原市 三原市長 五藤 康之
事業者の住所	三原市港町三丁目五番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称	（仮称）三原市汚泥再生処理センター整備事業
対象事業の種類	し尿処理施設の設置の事業
対象事業の規模	一七六キロリットル（一日当たりの処理能力）

三 対象事業実施区域

三原市沼田東町七宝二四八番地一、二五四番地、二五五番地、二五六番地及び二五七番地一

四 条例第二十九条第一項各号のうち、該当することとなった号並びにその理由及び時期

該当することとなった号	第一号
該当することとなった理由	対象事業の実施に着手したため
該当することとなった時期	平成二十三年一〇月四日